

**下水道財政のあり方について・・・総務省研究会報告**

総務省自治財政局「下水道財政のあり方研究会」が9月15日、最終報告案を取りまとめている。前回の平成17年度の研究会から約10年が経過し、下水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、平成26年12月以来5回にわたり、事業の収入構造・費用構造等を改めて分析・検証し、より効率的・効果的な下水道事業の運営に資する下水道財政のあり方についての提言を取りまとめたものである。

下水道財政のあり方は、昭和36年から昭和60年の5次にわたる「下水道財政研究会」において示された「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、地方財政措置が講じられてきた。平成17年度の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」において適切な公費負担のあり方を含めた諸課題について提言がなされ、平成18年度には、分流式下水道の整備における汚水分に対して、実態に応じた公費負担を認めることとし、処理区域内人口密度に応じて地方財政措置を講じる方式への見直しが実施された。その後、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、新たな建設事業の規模が大きく縮小する中で徐々に新規投資から更新事業へのシフトが生じる一方で、平成19年度から平成24年度まで実施された全体で2.5兆円の公的資金の補償金免除繰上げ償還により、高金利の地方債の金利負担の軽減が図られてきた。他方、人口減少やインフラの老朽化が進む中であっても下水道事業を中長期的に安定して運営することが不可欠となっており、総務省は各地方自治体に対して経営や資産の現状を把握するための公営企業会計の適用や、地域や公営企業の現状と将来の見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づいた経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと等を強く要請してきている。

こうした流れの中で今回の研究会では、まず平成18年度の地方財政措置の見直しにおいて、分流式下水道の汚水資本費に対して公費負担を認め、処理区域内人口密度に応じて地方財政措置を講じることとしたことにより、人口密度が低い地域を中心に汚水資本費単価が大幅に抑制されており、引き続き、地方自治体の更なる経営努力が促されるよう留意しつつ、当該公費負担の制度を継続すべきであるとしている。その上で、①公害防止対策事業債に係る地方財政措置の見直し、②条件不利地域に対する対策としての高資本費対策の見直し、③施設老朽化に備えた対応策の三点を柱としたまとめを行っている。

①公害防止対策事業債に係る地方財政措置については、平成18年度の地方財政措置の見直しにより公害防止対象地域とそれ以外の地域との間で、下水道事業に係る地方財政措置の水準に大きな差が生じていること、公害防止対象地域は大都市及びその周辺の地域が多く、下水道事業についても、本来、料金収入で回収できる部分が大いと考えられること等を踏まえ、残事業の内容等を精査しつつあり方を検討すべきとしている。なお、公害防止対策事業債の根拠となっている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成23年に10年間の延長がされており、対象団体は平成23年に3～10年の計画を策定し、国の同意を得て事業進捗に取り組んでいるため見直しの時期は、適切に検討すべきだとしている。

②条件不利地域に対する対策としての高資本費対策の見直しについては、対象となる事業要件（30年未満要件）が実態に合わなくなっており、要件の廃止も含めて見直しの検討をすべきこと、その際に高資本費対策を講じるにあたっては、減価償却費を基礎とした資本費を対象とすることを検討すべきとしている。

③施設老朽化に備えた対応策については、施設の老朽化に伴う費用の急増に備えるため、「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化など費用の平準化に向けた対策や資本費の抑制のための投資の合理化・効率化の取組を前提として中長期の収支計画を立て、この中で、必要に応じて、以下に述べる積立金や、料金徴収のあり方を検討しこれを経営戦略に盛り込むことにより、将来の費用の急増に備えることが必要としている。